

令和4年4月1日

介護職員等特定処遇改善加算に基づく取り組みについて

株式会社メディカルサポート

特定処遇改善加算とは、介護人材活用の為の取り組みをより一層進める為、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めることを目的とした制度で2019年10月1日に創設されました。

1、処遇改善算定要件

- ・処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかの届出を行っていること。
- ・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- ・介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

2、職場環境等要件について

「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きの醸成」の区分ごとに1つ以上の取り組みを行うこと。

3、処遇改善の取り組みの見える化

- ・特定加算に基づく取り組みについて、ホームページ掲載等により公表していること。
- ・賃金以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること。

見える化要件に基づき具体的な取り組みについては、以下に記載致します。

職場環境条件

区分	内容
「入職促進に向けた取り組み」	・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
「両立支援・多様な働き方の推進」	・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非常勤職員から正規職員への転換の制度等の整備

「腰痛を含む心身の	・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
-----------	------------------------------

健康管理」	
「生産性向上のための業務改善の取り組み」	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 ・5S活動（業務管理の手法の一つ、整理 整頓 清掃 清潔 躰の頭文字とったもの）等の実践による職場環境の整備
「やりがい・働きがいの醸成」	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善」

加算状況

事業所名	処遇改善加算	特定処遇改善加算
介護付有料老人ホームあおぞら	加算Ⅰ	加算Ⅰ
あおぞらデイサービス	加算Ⅰ	加算Ⅱ
訪問介護事業所あおぞら	加算Ⅰ	加算Ⅰ